

〈違反対象物の公表制度〉

制度開始の日
平成29年4月1日～

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

違反対象物の公表制度とは

建物を利用する皆様が、火災に巻き込まれることを回避することを目的として
危険な建物の情報を川越地区消防組合のホームページで公表する制度です。

○公表の対象となる建物

飲食店、店舗、ホテル、遊技場、映画館などたくさんの方が利用する建物や、
病院、福祉施設などの災害時に一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

○公表の対象となる違反の内容

消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）の設置義務が
あるにもかかわらず、設置されていない〈重大な消防法令違反〉です。

○公表する内容

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

○公表の流れ



建物関係者の方へ

建物の改修や増築を行う予定がある際は、
新たに消防用設備等の設置が必要になる場合
がありますので、所轄の消防署へ事前にお問
い合わせください。

問い合わせ先

川越地区消防局	予防課	049-222-0744
川越北消防署	指導課	049-226-7290
川越中央消防署	指導課	049-242-1194
川越西消防署	指導課	049-231-1197
川島消防署	指導課	049-297-1979

川越地区消防局 <http://www.119kawagoechiku.jp>